



小手先の対策で消費増税の矛盾は解消せず、庶民負担増は隠せない

第2回定例市議会に提案された議案のうち、阿部治正が反対討論を行った議案2つについて、討論要旨を掲載します。いずれも、10月に予定されている消費税の増税を前提にした議案であり、市民に理不尽な負担を押しつけるものです。

■ 2019年度流山市一般会計補正予算（第1号）

おおたかの森駅の自転車駐輪場の整備、公職選挙における投票所の投票管理者などの報酬の引き上げ、学校用地の取得事業にかかる補正など、必要と見なすべき部分もあります。

しかし、間違った国策としか言いようがない消費税の増税、その矛盾を取り繕うための施策、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金、そしてプレミアム付き商品券の導入などに関連した補正予算が計上されている点は、看過できません。

未婚の児童扶養手当について言えば、未婚でない者の児童扶養手当も含めてですが、そもそもが低額に過ぎるのであって、今回の臨時・特別給付金の支給程度で、子育て世代、とりわけ貧困に苦しむ家庭が救われるというものではありません。

プレミアム付き商品券は、誕生日がたった1日の違いで、ということは生まれた時間の1分1秒の違いで、申請できる者と出来ないものと明暗が分かれることになってしまうなど、不合理は否めません。

この政策は、消費の拡大波及効果も期待しているよ

「国、地方公共団体、公共・公益法人等は、本来、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常は租税、補助金、会費、寄付金等の対価性のない（他人に財産や労働を提供してそれと引き換えに



『国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税』という文書の中で次のようにはっきりと書かれています。

「国、地方公共団体、公共・公益法人等は、本来、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常は租税、補助金、会費、寄付金等の対価性のない（他人に財産や労働を提供してそれと引き換えに

受け取る報酬ではない（阿部）収入を恒常的な財源としている実態にあります。このような対価性のない収入によって支払われる課税仕入れ等は、課税売上上のコストを構成しない、いわば最終消費的な性格を持つものと考えられます。」

この国税庁の主張が正しいとすれば、自治体が提供するサービスに対して、消費税を課すことも、不合理な話になるはず。何故ならば、自治体による市場からの商品やサービスの購入・調達、租税や補助金などの対価性のない財源からの購入、コストのかかっていない、最終消費だ、というのが真実ならば、そのようにして調達したモノやサービスを、市民に対して新たに対価を要求して提供する、つまり「販売」すること自体が不合理となるからです。

自治体の経済行為は最終消費の行為と言った上で、それを2つに分割して市民に使用料や消費税を課すというのなら、こんないい加減な理屈と政策で、多くの庶民の暮らしが圧迫され、翻弄されるなどということは断じて認めるわけにはいきません。

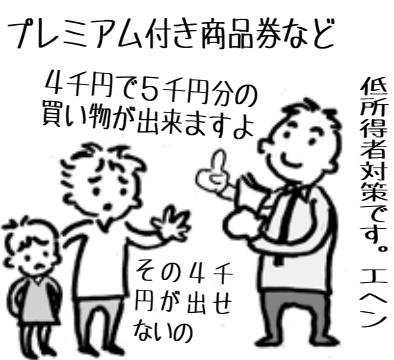
反対5 賛成22

うですが、プレミアム分が生活必需品などに支出されるならば、本来は自前の現金で購買されるべきものが商品券のプレミアム部分で代替されるにすぎず、消費が増えることにはなりません。とりわけ現在のような生活不安、将来不安が高まっている経済環境下ではそうなるのは必然です。

さらに言えば、この施策が対象とする住民税非課税世帯、低年金世帯などには、そもそも前払いの4,000円なり20,000円を支出することが困難な世帯も多く、これら世帯の救済には役立たないことも明らかです。

未婚の児童扶養手当受給者への特別給付金、プレミアム付き商品券は、こうした様々な限界を持っています。というよりもむしろ、消費税の増税が生じさせる矛盾を取り繕う策以上ではなく、そうであるが故の自己矛盾を引き起こしていると言わざるを得ません。

反対5 賛成22



第2回定例会の報告

「市民の声、市政に届け」と質問し討論 長期化するひきこもり・教師の体罰・消費増税など

中高年の「ひきこもり」問題

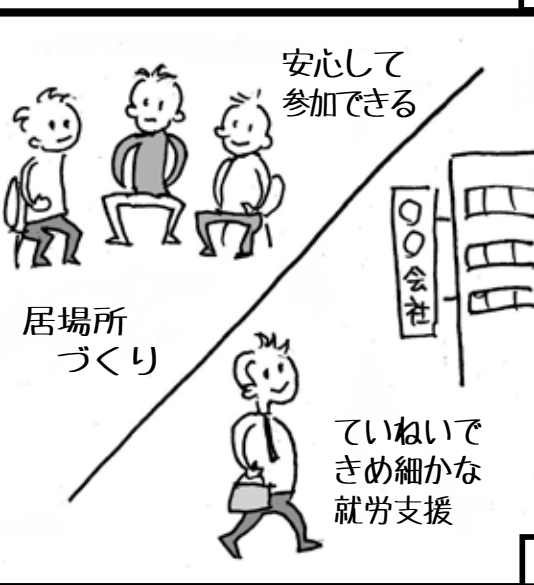
不況期のリストラ・就職難が背景に



1



2

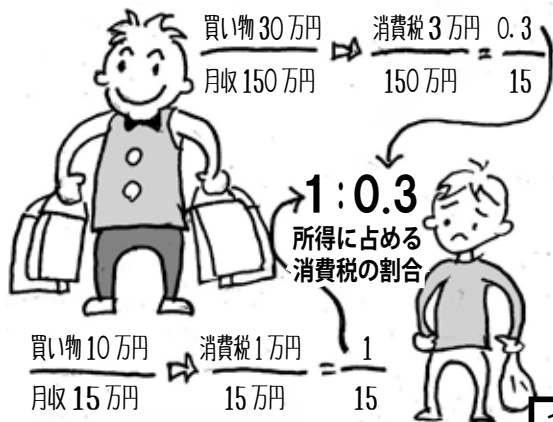


3

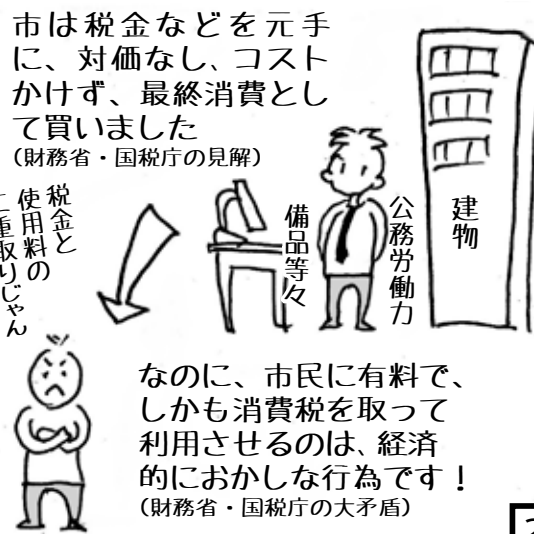


5年10ヶ月間、平日は毎朝（出張などで市内にいないを除き）駅頭に立ち市政報告をしています。

消費増税は弱い者いじめ



1



2

なのに、市民に有料で、しかも消費税を取って利用させるのは、経済的におかしな行為です！（財務省・国税庁の大矛盾）

8050《はちまるどうまる》問題をどうするか 本人・家族に寄り添った施策を

ていねいな相談、居場所作り、生活支援などの充実を

●長期引きこもりに対する 流山市の対応について

(1) その人が就職などで社会に出る時期と「就職氷河期」とが重なってしまった人たちが陥っている、長期失業、経済的困窮、社会的孤立、心身の疾病等の、「8050問題」が関心を集めています。政府の発表では40歳から64歳で「引きこもり」とされる人は61万3,000人、15歳から39歳の54万1,000人より多いことが明らかになりました。何よりも当事者とその家族のニーズが重視され、それに依る施策が求められています。



ア「8050」問題や「引きこもり」 問題を生じさせた社会的背景

ひとつは、90年代半ばからの十年間の不況、その前後における就職が極めて困難な状況。その後も続く不安定雇用。職歴、キャリア形成の機会の喪失。

ふたつには、そうした人々に対する有効な支援策、社会保障や社会福祉施策の不備など。

イ 当事者や家族に対する社会的 偏見や差別を生じさせない配慮を

立て続けに痛ましい事件が発生しました。「拡大自殺」などという言葉も飛び交いました。しかし、こうした事件と「引きこもり」を短絡的に結びつける議論は間違っています。

「引きこもり」はこうした事件の原因ではなく、あえて言うなら、社会的に孤立し、支援がなく放置されていく人々が多くなれば、悲しい事件の背景になり得るということ。つまり、より根本的な原因は、長期の無業者など、社会的に孤立しがちな人々に対する、社会的無関心と支援の圧倒的不足にあります。

従って、施策としては、「引きこもり」等に対する社会的な周知をはかり、普通のこと、本人の責任ではないのだと受けとめられる取り組み。支援を受ける権利やそれに依る取り組みを当然のこととしていく行政や市民の活動が重要です。

ウ 当事者に寄り添いニーズに的 確に応えるための具体的な施策を

これまで私は、議会で貧困問題を何度も取り上げて、生活困窮者自立支援法の積極的活用と改善を訴えてきました。厚労省の支援プランなどが具体的に出されたことも踏まえ、流山市としての今後の取組について以下の提案をします。

①厚労省支援プランが謳う、「引きこもり地域支援センター」や「地域若者サポートステーション」「ハローワーク」との連携を進める。

②流山市内に限らず、様々なNPO、支援団体が活動しており、そうした団体と連携をする。

国の施策の中で、地域・自治体が実際に使って効果がありそうな施策の活用を図る。地域の中で先駆的で先進的な取組を行っている様々な団体と連携をする。

逆に言えば、国の「骨太方針」が強調する就職支援策に一面化しないことも大事。もともと、安定した雇用と報酬の仕事が減っている中での就職支援や正規職員化には、並行して解決しなければならない課題が大変に多い。受け皿企業に対し、厚労省のプランや骨太方針などのレベルを越えて、より強く迫っていくことが不可欠。

同時に、様々な要因が複雑に絡んで、当事者でさえ抱えている問題がどういう問題なのか分かりにくく、自力で解決策に辿り着けないケースが多い。だからこそ、丁寧で息の長い、個別の対応、福祉的対応や、多様な居場所・活躍の場作りなどソフト面の対応も重要。いざというときの生活保障にも政治の力が大きく発揮される必要がある。



●教師による子どもへの暴力 や体罰について

(1) 日本は、子どもへの「あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取」から子どもを保護する必要を謳った「児童の権利に関する条約」を批准しています。学校教育法も体罰を厳に禁止しています。にも関わらず、学校において教職員による児童生徒に対する暴力や体罰等がしばしば発生します。これを無くするためには何が必要か。起こってしまった場合の対策はどうあるべきか、質問しました。



体罰・暴力は野蛮な陋習・犯罪です

ア 流山市内における教職員に よる児童生徒への暴力や体罰

これは間違った考えですが、教育界では「体罰」はあくまでも教育目的、生徒児童の「悪い行為を懲らしめるための罰」と理解されています。加えて、児童生徒の側に何らかの「悪い行為」が見られなくても行われている純然たる暴力のケースもあります。

イ 暴力や体罰が起きる背景は

①学校あるいは教室という空間の中では、権力的関係が半ば必然的に生じることへの反省が必要。教師は教え指導する立場、相手は子ども。しかも義務教育であり、親は義務として子どもを学校に行かせ、子どもは教室に入らなければならない。教室などは普通は他の大人がいないか、少ない密室。力関係は教員が圧倒的に強い。教員は組織によって守られている。このことは子どもとの間で権力関係が発生する条件となります。この事への強い自覚や自戒が必要です。②また一般社会の体罰や暴力に対する寛容も問題で、その払拭が必要です。暴力に「教育目的」

という羽根飾りがつけられると、ダメだと毅然として主張しにくい、ひるんでしまうという傾向です。このことも背景の1つです。③「体罰の会」という団体があります。「体罰は教育」「子どもには体罰を受ける権利がある」と主張する団体です。特殊なマニアックな団体かと思いきや、メンバーには大政党の幹部、国會議員、有名人が多く含まれています。つまり、問題の背景は、かなり深刻だということです。世の中に残っている、「愛の鞭だ」という言い訳を無くしていくためには、ねばり強い取組が必要だという事を示しています。だからこそ、教師や教育委員会がその先頭に立つべきなのです。

(2) 不幸にして暴力や体罰等が発生してしまった場合、どの様な対策が講じられているか。

ア 加害者等に対する対策は

①これまでの対策でも暴力や体罰が発生しているとすれば、教育研修の見直し、特に子どもの人権についての理解の徹底が必要です。②職場における連携・支援などの体制作りを。

イ 被害者等に対する対策は

①何よりも重要なのは、被害者に対する対策。まずは、加害者と学校・教委の側からの真摯な謝罪、再発防止策の説明が必要です。②被害当事者だけでなく、まわりの児童生徒やクラスや学校全体、特に暴力や虐待の場面に居合わせた他の児童生徒も被害者という理解の上でのケアが重要です。③積極的に公表することは大事。どうしても逃げ腰になってしまいがちですが、そういう誘惑に負けないことが大事。たとえ厳しい社会的批判や糾弾が生じたとしても、それはある意味当然で、必要なことですからあります。そうでなくても、「隠蔽体質」という指摘があるのですからおさらです。厳しい批判も真摯に受けとめて、むしろ再発防止のエネルギーに転換していくべきなのです。



笑顔が一番

学校での暴力なくし子どもが安心できる場に

子どもへの権力的関係が生じやすいことの自覚と自戒を